

## 平成 13 年第 1 回定例会-2<総務委員長報告(3/27)>

- 議長(田中恒春) 日程第 3 の議案 8 案を議題とします。

### [審査報告書]

- 議長(田中恒春) 委員長の報告を求めます。

総務委員長長谷川大議員。

### [総務委員長登壇]

- 総務委員長(長谷川大) 総務委員会に付託されました議案 8 件について、審査の概要と結果を報告します。

今回付託された議案中、第 18 号から 20 号は再任用に関する条例であり、第 21 号から第 24 号は旅費の一部改正条例であるため、それぞれ一括して議題とし、質疑については一括して行い、討論・採決は各議案ごとに行いました。

まず、議案第 18 号船橋市職員の再任用に関する条例、議案第 19 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 20 号船橋市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の 3 議案につきましての主な質疑として、希望者全員が再任用されるのか。再任用での仕事の中身は、具体的にはどんな仕事を想定していて、市民サービスの向上になるのか。再任用の職員は定数内だと聞いたが、新規採用職員が採用しにくくなるのではないのか。給与は辞めたときの職級なのか。同じ仕事をしているのに給与が違うことはないのか。退職手当の支給はいつか。この条例をつくる目的はどういうことなのか。再任用制度を他の自治体が否決したと聞いて、どんな感想を持っているか。委託を市の直営にして、委託分を削り、サービスの向上をする方向に考える必要があるのではないのか。再任用の人がいると、職場で仕事がやりにくくなり、若い人が育たないのではないのか。若い人たちを採用していくため、再任用の方はアウトソーシングのような仕事中心の位置付けにした方がいいのではないのか。共済年金の基礎金額の充当を保障する形で再任用するのか。共済年金が満額もらえる人は、再任用制度の対象外なのか。今の職級によって対象外になったりするのか——等の質疑がありました。

次に、各議案についての討論であります。議案第 18 号船橋市職員の再任用に関する条例についてであります。原案賛成の立場で、日本共産党の委員から、「そも

そも公務員の60歳定年制は、60歳になったら年金がもらえるということだったと思う。それがきちんと今まで守られていたら、再任用制度は必要なかったと思う。したがって、年金制度に問題があるのではないかと思う。しかし年金制度がきちんとした制度になるまで待っていたら、生活をしていけないわけであるから、年金がもらえない間の生活を支える点で、この再任用制度はとても大事だと考える。定年の問題から言えば、再任用ではなく定年を延長してもいいのではないかという考え方もある。

全面的にこの制度を歓迎できるものではないが、生活を支える必要な制度であると思うので、賛成をする」、

また、公明党の委員から、「長年、市役所に勤めてその知識や経験を生かして、定年になっても社会に貢献できる制度の1つではないかと思う。生きがいを持って生活し、有効にその能力を活用するという観点から言えば、この再任用制度はいいと思う。

ただし、いろいろな面でこれから新規採用が削られるとか、市民サービスが低下することがないように、活性化できる再任用制度になるように、実務の面での特段の配慮を希望して、賛成する」との討論があり、19号及び20号については討論はありませんでした。

次に、議案第21号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号特別職の職員の給与等に関する条例及び船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号証人等の実費弁償条例の一部を改正する条例の4議案につきましての主な質疑として、船賃の規定において、それぞれの職種の重要性あるいは社会的立場などの違いが要素に含まれているのか。市長・教育長・議員などは、なぜそのまま上級の船賃が使えるのか。社会的立場あるいは職務の違いがあるというが、具体的にはどういう違いがあると考えているのか。報酬内から、差額分について支払う考えがあるのではないか。経費節減という面もあるということだが、どの程度、削減されるのか——等の質疑がありました。

各議案の討論であります。いずれも討論はありませんでした。

次に、議案第25号船橋市市税条例の一部を改正する条例につきましては、削除することによって税収入は、何か変化することはあるのか——との質疑があり、討論はありませんでした。

最後に、採決の結果であります、議案 8 件とも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。